

令和2年6月2日開催

第 19 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第19回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月2日(火) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階集会室
3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
参事(兼務)	森	宗	厚志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年6月2日招集、第19回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席者はありません。 以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、7番土居委員、8番前谷委員にお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを議案とします。事務局より報告第1号の議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給の専決処分については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>こちらは、平成4年に旧三石町がふ化場建設のため5条転用許可を受けているもので、当時地目変更登記を行っていなかったことから、この度地目変更登記を行うべく法務局と協議したところ許可書があまりにも古いことから、申請者から現況証明の申請がありました。 5月8日に地区担当委員に現地調査を行っていただき、建物が建設されている場所であり、今後営農作付けする見込みがないことから非農地である旨の意見をいただいております。 また、申請者より登記を急ぐということで、会長専決処分として現況証明を発給しております。 以上ご審議をお願いします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、報告第1号は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、経営の効率化のため近隣農地を借り受け、稲作経営を始めるものです。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われる。以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>

2番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に順位2番について、事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧ください。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに説明】 順位2番は、経営規模拡大のため近隣農地を譲りうけるものです。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われる。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

2番 申請者は農地を持てるのか。

事務局 昨年12月に農地を取得しており、今回その近隣農地を買い受けるものです。

議長 その他、何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番の集積計画について決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番の集積計画について、これを決定とします。

議長 ここで事務局より、追加案件の申し出がありましたので、順位5番から7番として認めます。関連がありますので、事務局一括説明願います。

事務局 【議案第2号5番から7番を議案書をもとに説明】

順位5番から7番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号5番から7番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号5番から7番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に、議案第3号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。 【議案第3号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、周囲が宅地化されている農業振興地域外の農地です。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周囲が宅地化されており、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第3号2番について議題といたします。事務局より、議案第3号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号2番の議案書をご覧ください。 【議案第3号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、周囲は雑種地と宅地に挟まれた農業振興地域外の農地です。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。 先月、現地調査した際に面積が大きいことから実際に必要分に分筆していただき、申請が出されたものです。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第19回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時35分)

以上のおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和2年6月2日(議事録調整日 令和2年10月6日)

新ひだか町農業委員会会長

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ

3

—

1、

—

—

—

—

—